

令和 5 年度第 2 回札幌市文化財保護審議会

日時 令和 6 年 3 月 19 日（月）13：15～

会場 札幌市役所本庁舎 18 階第 4 常任委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

- I 令和 5 年度札幌市地域文化財認定候補物件について
- II 札幌市文化財保存活用地域計画にかかる令和 4 年度の実績について
- III 第 2 期札幌市文化財保存活用地域計画について
- IV 旧黒岩家住宅耐震補強方針について
- V 札幌市資料館保存活用検討進捗について
- VI 清華亭の工事実施報告について
- VII 有島武郎旧邸及び彫刻美術館基礎調査について

3 閉 会

1 開 会

○事務局（宮村） それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回札幌市文化財保護審議会を開会いたします。

議事に入るまでの間、私、文化財係長、宮村のほうで進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

それではまず、本日の配付資料につきまして確認させていただきます。事前に送付した資料を御覧ください。

まず、1枚ものの資料が2種類、次第と委員名簿になります。委員名簿に一部修正ございました。また、資料にも一部修正がございましたので、差し替え版を配付させていただきます。申し訳ございませんが、差し替えをお願いいたします。

左上に、「札幌市文化財保護条例」と記載の資料と、表紙に「令和5年度札幌市文化財保護審査会（第2回）」と記載のある資料となります。

資料の最後のページが56ページになります。

それでは、次に、審議会の成立について御報告いたします。

本日は、10名の委員中、泉委員から欠席の御連絡がございました。9名の委員の皆様にご出席いただいております。文化財保護条例施行規則第4条の第2項の規定により、委員の半数以上が出席されていることから、この会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、ここから谷本会長に議事進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 事

○谷本会長 皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。谷本でございます。

では、これから審議を始めますが、スムーズに審議が図られますよう、ぜひ御協力よろしくお願いいたします。

あと傍聴の方、今いらっしゃるというふうに伺いましたが、配付している札幌市文化財保護審議会傍聴要領、これに記載の傍聴者の遵守事項というのがございますが、これを守っていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は4件、報告事項が3件となっております。

次第に従って議事を進めてまいります。まず、議事のⅠ、令和5年度札幌市地域文化財認定候補物件について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（宮村） それでは、資料の1ページを御覧ください。

令和5年度札幌市地域文化財認定制度候補物件についてと書かれている資料でございます。

こちらは、昨年度まで文化財保護審議会の委員の皆様にもいろいろと御意見を伺いながら、昨年の7月に新たな制度を創設した地域文化財制度につきまして、第1回の認定をするに当たり、保護審議会で御意見を伺うものとなってございます。

まず、制度制定後の取組状況を説明いたします。

1、募集についてで、令和5年8月1日から11月30日までを募集期間とし、報道機関への投げ込みのほか、広報さっぽろ8月号、ホームページ、区役所等にチラシを配架しております。その後、文化財施設へチラシの配布をしたほか、SNSでは札幌市の公式LINEで周知を行ったものです。

その結果、2、推薦件数ですが、建造物のほか、地域の伝統芸能や記念物など8件の推薦がありました。

3、令和5年度の認定候補としまして、現時点で所有者の同意が得られていないもの、公開されていない個人の美術工芸品等で地域文化財の対象外と考えられるものを除き、表1の案件が認定候補、表2が今回は対象外になると考えているものです。後ほど個別に御説明いたします。

4、令和5年度認定候補物件に係る今後の予定としまして、今月中には本日の御意見を踏まえまして認定する地域文化財を決定し、ホームページで公表、4月以降に認定証を交付する予定と考えております。

それでは、認定候補物件と対象外にした物件について御説明をいたします。次のページを御覧ください。

まずは、認定候補物件のほうを説明いたします。

種別、無形民俗文化財。名称、篠路歌舞伎。詳細は、概要のところに記載のとおりではございますが、北区篠路地域に伝承されてきた民俗芸能として推薦があったものです。

明治35年に烈々布神社の春祭りに素人芝居として催されたのが始まりで、一時は座員が50名になるほど人気を博しましたが、昭和9年に一度終焉を迎えております。その後、昭和60年に「篠路歌舞伎はてから座」が旗揚げし、約50年ぶりに復活。保存会も設立され、当時の写真や台本、舞台幕といったものが保管されているなど、保存伝承に努めているところでございます。現在は、園児が演じる「篠路子ども歌舞伎」としても継承されているものです。

認定理由としましては、市民生活の理解に役立つものとして、認定するに値するのではないかと考えているところです。

参考に写真を数点、下のほうに掲載しております。

次に、3ページ目のほうに移ります。

種別、無形民俗文化財。名称、新琴似歌舞伎についてです。こちらも北区の新琴似地域に伝承されてきた民俗芸能として推薦がありました。

明治30年頃に発祥したもので、最盛期には常設劇場が建設されましたが、新しい文化の到来もあり、大正5年に終焉となりました。その後、平成5年に伝承会が設立され、平

成8年には復活公演も行われた。こちらも当時の写真、台本、舞台幕等を保存しております。現在は、年1回程度の公演を行うほか、地元の中学生が歌舞伎を学ぶ講座を実施し、その魅力の発信に努めているものです。

認定理由は、先ほどの篠路歌舞伎と同様になりますが、市民生活の理解に役立つものとして、認定するに値すると考えております。

次、4ページ目に移ります。

種別、有形文化財。名称、苗穂小学校学校記念館についてです。東区の苗穂小学校の敷地内にある物件で、歴史的に価値のある貴重な建造物として推薦があったものです。

昭和12年に建設された木造校舎の一部を保存したものです。屋根はトタン葺きの切妻、外壁は箱目地下見板。当時の教室を再現するとともに、展示資料室として活用している教室もございます。また、階段の手すり がすり減って丸みを帯びているなど、歴史が感じられる建物となっております。全学年が体験学習を行うなど活用もされており、大切に保存されているものです。

認定理由としては、歴史上価値の有するものとして、認定に値するものと考えているところです。

次、5ページ目になります。

種別、有形文化財。名称、阿部家住宅になります。北区にある個人所有の物件で、明治30年代に建築されたとされる洋風建築物で、歴史的な価値を有するものとして推薦があったものです。

大正、昭和に増築を重ねているものですが、数少ない明治期からの建物です。書院や床の間などの和室と洋間があり、玄関の破風には清華亭にも見られるような十字の飾りがあるなど、当時の洋風建築の風情を今に伝える建物で、歴史上の価値を有するものとして、認定に値すると考えております。

なお、個人所有の物件のため、内部は非公開になっておりますが、敷地外からは外観を見ることができるものです。

次の対象外物件と考えているものについて説明いたします。6ページを御覧ください。

種別、記念物。名称、吉田用水跡になります。

清田区の北野にあります。明治25年頃に造成された農業用水の跡になります。北野、大谷地方面に全長約5kmあった用水路でしたが、現在は約500m程度が遺構として残っております。

こちらは、所有者である札幌市の担当部局が推薦に対する同意の判断を今現在保留としていることから、今回の認定にはならないと判断し、対象外としております。ただし、引き続き、継続調査が必要なものと考えているものでございます。

その下の説明に移ります。

種別、有形文化財。名称、●●所蔵書画でございます。

こちら、推薦がありましたけれども、個人所有のもので、一般には公開されていないも

のになります。

今回の札幌市の地域文化財認定制度は、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産、つまり地域で大切に守られてきたかどうかという観点からしますと、公開されず、個人が保有している美術工芸品につきましては、今回の地域文化財の制度にはなじまないものとして対象外と考えているものです。ただし、市指定や国登録といった既存の制度の可能性そのものを否定しているものではなく、あくまで地域文化財の制度の認定としてはなじまないものと考えたものでございます。

次の7ページの上のほうです。●●所蔵歴史資料につきましても、先ほどの説明と同様に、この制度にはなじまないと考えております。

次に、その下の阿部家住宅庭園ですが、こちらも個人敷地内にあり、自由に見ることができないものになっております。庭園としての認定は難しいと考えておりますが、先ほど説明させていただきました阿部家住宅を構成する要素として重要なものではないかと思っておりますので、5ページの阿部家住宅の説明の下のほうには、このお庭のことについて少し触れさせていただいたものになってございます。

個別の説明については以上でございます。

改めまして1ページのほうに戻っていただければと思いますが、認定候補としては、表1のとおりと考えておまして、今回の対象外としては表2のとおりとしたいと一旦整理したところではございますが、本日の御意見を踏まえまして、慎重に判断してまいりたいと考えております。

このことにつきまして、委員の皆様の御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○谷本会長 御説明ありがとうございました。

資料ですが、1枚目、2枚目、5枚目、6枚目、7枚目は、本日配付の資料に差し替えと、こういうことでございますね。ということで、差し替え資料と事前配付資料、両方を御覧いただいて御意見いただければと思います。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等を求められておりますのでいただければと思います。いかがでございましょうか。

池ノ上先生お願いします。

○池ノ上委員 ちょっと質問を幾つかさせていただきます。

地域文化財認定制度というのは、例えばまちづくりだったりとか、今後観光みたいなことも含めて、いわゆる文化財が地域社会の中でどれぐらい、もう一度生きた文化として継承されるかとか、あるいは、新たな社会発展を生み出すのかという中で、とても重要な制度だなと私は思っているのですが、その上で、一つは今回、認定される物件がこの手続の中で出てくると思うのですが、そのリストをどう活用しようとしているのかみたいなところが、何か計画あれば教えていただきたいなと思っています。

それともう一つは、先ほどの幾つか対象外となったものがあると思うのですけれども、例えば、制度要綱を見せていただいたときに、一つは地域の定義ですね。地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産という書き方をされていて、地域って何かみたいなのは、具体的にはこの要綱には書かれてはいないのですけれども、例えば萩市さんとかだと3人以上。だから、いわゆる一人称、二人称、三人称とあったら、3人以上が認めるものは地域遺産だという形で定義をしているのですね。札幌市の場合、それをどう定義しようとしているのか、あるいは、どう捉えようとしているのかというところをちょっと、何かあれば教えていただけたらなと思いました。

もう一つは、公開されていないという●●さんのもの、三つあると思うのですけれども、公開の義務みたいなものは書かれてはいないと思うのですね。この要綱の中には。例えば、国の登録有形文化財とかだと望見できる範囲みたいなもの、そもそも制度上求めて、外から見えますということを担保するとかというのはあると思うのですけれども、この制度の場合は、見ることができるのかできないのかみたいなのは求めているわけではないけれども、今回は公開されていないので認められないということになっているのですね。そのあたりの何か判断されたお考えとかがあれば、教えていただければなと思いました。

○事務局（宮村） まず、リストについてですけれども、まだ、どういうふうに活用するという具体的なものが決まっているわけではないのですけれども、ホームページ等で公開について御了承を得られているものについては、公開はさせていただこうというふうに考えているものと、今後、歴史文化のまちづくり推進協議会で活用事業をやっておりますので、そういったもので関連文化財群とストーリーですとか、今まで作ってきたものもありますので、そういったものに加えたり、また新たなストーリーの一部になったり、そういったことで活用できればと考えているところです。

次の地域の定義についてなのですが、具体的に人数として何名とかということは考えていないところなのですけれども、3番の公開の義務についてと多少かぶるところはあるかもしれませんが、今回の制度、地域のほうで大切に思われているものということで、個人というよりは複数人数ということを我々も想定しているところがございますので、個人で大切にされているもの、それ自体に価値がないということは全然言うつもりはないのですけれども、あくまで地域で大切にされてきたものという考えで、一旦こういう整理をさせていただいたというところでございます。

繰り返しになりますけれども、指定ですとか登録についての価値そのものを否定しているものではないということは御承知いただければなというふうに考えています。

○池ノ上委員 リストのほうは、ぜひ、今おっしゃったようなものだけでなく、都市計画とか観光のほうとか、いわゆるまちづくりに関するようなところでも、共有していただければありがたいかなと思っています。

それと、公開の定義というのは、あると思うのですけれども、一つは、でも今回のこの制度でいうと、だから自薦ではなくて他薦ではないと駄目ということにしているのです

か。

○事務局（宮村） 自薦でも可能にはなっております。

○池ノ上委員 だけど、今回は他薦なのですね。この表2に、対象外物件に関しては。吉田用水跡に関しては、所有者の同意が得られていないというのは一つ重要な外す要件なのかなと思うのですが、例えば、ここで無理やり通すとかどうかという話ではなくて、どうなれば、例えば札幌市としては地域文化財に認定できるのかというところの内容を明確にしてあげることは大切かなと思うのです。それは例えば公開ということを基準にするのであれば、年に1回でもいいから、市民に公開する場を設けるということを約束できるなら認定できますよということにするとか、せつかなので、そのあたりの制度設計をもう少し詰められないかなと思います。駄目だから駄目だと言ってしまうと、もう取りつく島がなくなってしまって、この制度自体がなかなかこれからの発展性というのが見えなくなってしまうので、こうすれば認定することはできますよという可能性をつくっていただけたらありがたいなと思いました。

○事務局（宮村） 貴重な意見ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございました。

○照井委員 今のお話の中で、私も制度を考える際に先ず、要綱には『市民が文化財の価値や魅力を共有し、将来への継承に寄与することを目的』と書いてあり、公開か非公開かを検討するにあたっては、要綱のどの文章を解釈して考えているのか、根拠となる要綱の文章はどこなのが明快であることが必要だと思うのです。要綱に記載されているこの文面から、こういうふうに解釈したので、このような判断をしていると。その判断に対して、その解釈をどういうふうに考えるのかというようなことが審議会で諮られるべきことかなというふうに思います。

又、要綱の第2条では、公開か非公開かということは具体的に記載されていません。要綱の文面に根拠を持たない場合には「勝手に判断していますね、誰がその判断をしたのですか？」ということになるのかなと思いますので、要綱に基づく判断が重要かなと、お話を聞いていて思いました。

ここは私の個人の意見ですが、私は、公開か非公開かということは、これが将来に継承されていくことが重要だということであれば、対象そのものに文化的な価値がある場合は、それが公開されていなくても、持ち主が対象の文化的価値を認定されているということを認識することで、対象を継承するモチベーションが上がったりとか、周りの人たちが協力をしてくれたりとか、そういうことにつながっていくのではないかなというふうに思います。先ほど池ノ上先生がおっしゃったような、その上で一回公開してもらえればありがたいとか、少しまとまったらまとめてどこかで公開しましょうとか、そういうようなことに少しずつでも発展していくようなことになっていけばいいのかなというふうに思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○内山委員 このたび対象外になったものが非公開、個人所有の公開されていないからという理由というのがちょっと、え？というふうに思っ、要綱で読み取れないですし、あと美術工芸とか、割と個人が所有なさっているもの結構あると思うので、これで駄目になってしまうと、なかなか追加されてくるものというのがないのではないかなという気がしました。活用ということで公開できないとなかなかというところは分かるのですけれども。でも、それならしっかり明記するか、もしくは、先ほどから先生たちおっしゃるように。でも、こういういいものが、常には見られないけれども、札幌市内にあると。時には場合によって所有者が許可してくださるなら公開の機会がたまにあるというような、そんな感じになるほうがよろしいのではないかなというふうに私は思いました。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょう。

○富士田委員 不適切な質問かもしれませんが、教えていただきたいのですけれども、阿部家住宅、ここの前、毎日私、通勤で通るのですね。前々からすごいお宅だなと。外側しか見えないのですけれども、古い建物で、今どきこの様な建築物は見ないし。メンテナンスして維持するのは大変だろうと毎日通るたびに思っていました。お庭もすばらしくて、それも塀から見える、歩道から見えるだけなののですけれども、いろいろなものが植えてあって、すばらしいおうちだけれども、こんな一等地にあって、住んでいない場合、税金を払うだけでも大変じゃないかなと思っていたのです。それから、所有者の方がもう手放すと考えたら、すぐマンションか何か建てられるんじゃないかな、あそこの場所だったらと、気になっていた建物でした。

個人のお宅なので、たまに除雪されたりとか、それから落ち葉を掃いている人がいたりとかするので、所有者の方は気になさっていて、何らかのメンテナンスはされているのだろうと思います。さっきの照井先生の話ではないのですけれども、非公開であっても、建物がもっと長く維持されるために登録するのであれば、その意味は大いにあるのではないかなと感じました。

それから、セキュリティの問題があるような気がして。木造の建築物ですし、何かセキュリティをされているのだったら大丈夫だと思うのですけれども、建物自体は外から見えるので、これは札幌市が文化財として考えているのだなというところまでは大丈夫かなと思うのですけれども、今回の御判断はよろしいのかなというふうに感じました。すみません。何か変な意見で。

あと、所有者の方、今回は他薦だとおっしゃっていましたが、御推薦があったということは御存じで認められている。

○事務局（宮村） 同意書はいただいております。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○富士田委員 隣の土地も含めたら大きな、地上げでスーパー、マンションとか建てられそうな土地ですね。

○往田委員 それは極力避けて守り抜きたいと、そういう御意思をお持ちの方なのですね。

○富士田委員 すばらしい建物だと思います。

○往田委員 なので、認められているわけなのです。他薦だけでも、了承されているのですけれども、その方も、やっぱり安全を担保した上でどう残すかということが大事になるかな。

○富士田委員 私もそう思います。これからこのお宅、どうやって維持していくのだろうなって。すばらしいなと思う反面。

○往田委員 もちろん、時折公開される御意思はおありの御様子なのですけれども、それを踏まえた上で、なおのこと、安全面、いろいろな安全面、防犯だけではなくて、防火対策とか耐震対策とか、あと寒さ対策とか含めて慎重な検討が必要だと思います。

○内山委員 セキュリティの問題で、確かに対象外でも、名称が●●所蔵書画とかになってしまうと、そこにあるというのがあれですけれども、実際にもしこういうものが認められるときには、こういうような名称ではないですかね。そこにあるということが分からないような形にはできたりするのでしょうか。

○事務局（宮村） ホームページで実際に公開するときには、再確認等は必要になってくる可能性はあると思っていたところです。

○往田委員 そこら辺の例えば予算組みみたいなものとかは、例えば、建物に関しては認定はするけれども、改修等の相談は受けないというスタンスは、こちらにあるわけですね、文化の立場から見れば。相談受けというのはあっても、建築の改修の相談受けは受けられないというのはありますね。そういう部分の予算取りはできないという。

○事務局（宮村） そうです。

○往田委員 なので、この辺の安全というところをどう予算取りできるかという。維持管理は個人でされる覚悟でしょうけれども。慎重に話し合い必要ですね。

○事務局（宮村） そうですね。慎重に検討はしていきたいなと思います。

○照井委員 確認したいことがあります。『●●所蔵書画』、この名称についてです。この認定文化財の認定根拠を推察しますと、何に価値があるのかということは、この文章からは、●●に所蔵されたことに価値があるということになりましょうか。認定制度の要綱に記載されている認定根拠に従うと、有形文化財だから、『歴史上または芸術上の価値を有するもの並びに考古資料、歴史資料で学術上の価値を有するもの』となります。この文面のどこに該当するのかが明確であった上で、それに準じて、これが●●にあるから価値

があるというふうに判断するのが順序かと考えます。したがって、名称は『●●』を名称に入れるべきか否かは別にして、認定根拠が分かる名称が望ましいと考えます。

その次の『●●所蔵歴史資料』というものに関しても、今の文言に合わせて、何を評価しているのかということが、この文章の中でもう少し明確になっていることが必要なのかなど。それに基づいてやはり名称は決まってくるべきではないかと思います。

話は変わりますが、阿部家の庭園と住宅についてなのですが、文化財としては別のカテゴリーということになるかと思いますが、札幌市全体の景観を考えるにあたっては、文化財のこともあるし、景観のこともあるし、それがやっぱり、タグを組んでやっていくことが市民にとってやはり有益なことになると考えます。そのときに、今、お庭と住宅が共に残っているということは、とても価値が高いことだと思います。価値が高いというのは、現代の景観としても非常に価値が高く、法律上の文化財の観点から別々のものですが、それらが群として残っているということは、やはり文化財的にも非常に価値が上がることであるということ、そこをもう少し市民の方が分かりやすいような認定の仕方ができると、より効果的なのかというふうに思います。

○谷本会長 ほかにいかがでしょうか。

○甲地委員 幾つかあるのですが、単純な文言の問題だと思うのですが、対象外物件の2番、3番が、●●所蔵書画、●●所蔵歴史資料って（この段階で）所有者の個人名を入れる必要があるのかな、と思います。もしこの段階で「●●所蔵」と言ってしまうと、「●●さん宅にこういう貴重品がある」と（市が）明示してしまうようなもので、先ほど富士田先生がおっしゃったようなセキュリティ上の配慮も必要なのではと思います。

あと、もしもこうした書画とか歴史資料が、仮にいろいろな条件をクリアされて認定されたとしても、それを●●所蔵何々と言うかどうかというのは、また別な問題ではないかなと思います。博物館資料なんかでも、展示するときに「（個人蔵）」とかというふうにして示すことはあるので、そこら辺は、もちろん所有者の方の意向によると思います。

あと、認定候補物件で、無形民俗文化財が2件出てきたので、何となくほっとしています。今まであまり無形民俗とか無形文化財を見なかった。ちょっと文言等でいろいろ気になる部分とかありますけれども、これ自体に反対の意を示すものではありません。

あと質問が一つありまして、対象外物件の吉田用水跡で、先ほど説明されたかもしれませんが、ちょっと私の理解が追いつきません。札幌市の地域文化財認定制度に上げるのに、札幌市が所有する吉田用水跡が札幌市の同意が得られないので対象外になるというのが、いまいち何となくロジックとして分からないのですが、多分、所有者である札幌市も、この吉田用水跡の歴史的な重要さというのは認識されていると思うのですが、ちょっとそこら辺がよく分かりませんでした。

以上です。

○谷本会長 これについて事務局からお答えいただけますか。

○事務局（宮村） 土地の所管そのものは、それぞれ担当部局が、縦割りと皮肉を言われるかもしれませんが、分かれているものですから、その所管部局がまだ判断保留しているというようなところになってございました。

○谷本会長 継続調査というよりは、調整ですね。

○田山委員 それは、用水について、調整、働きかけるということですか。つまり、こういう文化財として残したいので、ぜひというふうに働きかけるのか、それとも、向こうで言ってくるのを待っていて、やっぱり駄目だと、はっきりしないと、いつまでもはっきりしなかったらそのままなのか。はっきりするようにこちらから働きかけるという想定でよろしいですね。つまり、間もなくなるという、逆に言えば。

○事務局（宮村） 検討に時間を要しているということで、いつまで検討してくださいとは言えていないところですが、定期的にアプローチしたいと思っております。

○田山委員 価値あるものだから、働きかけて、ぜひ理解していただくということは大事ですね。できれば。

○高瀬委員 阿部家住宅ですが、住宅と庭園のどちらも個人所有で敷地内にありますので、判断基準として一貫性がないと思います。先ほど話が出たように、広い意味で一体のものとして考えても良いと思いました。

あとは細かいことですが、台帳番号1番であがっている歌舞伎の説明の上から4行目、ほてから座が「旗揚げし」とありますが「旗揚げされ」あるいは「を旗揚げし」などへ直したほうがいいかなというふうに思いました。最後に、歌舞伎が生活の推移を理解する上で役立つものとなっております。無形民俗文化財の指定理由として要綱の書き方にしているのだと思いますが、生活の推移というよりも、地域の市民生活の特殊性や地域性などの特徴を表している側面が強いと思いますので、最後の書き方を少し工夫されてもいいのかなと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

いまご指摘のあったこの文言に関してはまた、検討されるということでしょうかね。

○事務局（宮村） 精査したいと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

皆さんから一通り御意見いただきました。今回、個人の所有の住宅をこういう形で認定をして情報を公開するということですね。その際、場所、住所とかも公開するということなのでしょうか。

○事務局（宮村） どこまで御理解が得られるかというところはあるかなと思うのですが、改めて確認したいと思います。

○谷本会長 そうですね、今のご意見の中で、セキュリティーの問題についても懸念が示されました。

○事務局（宮村） 表現の仕方も含めですね。

○谷本会長 そうですね。

では、以上のご意見・ご議論も踏まえたうえで、今回の認定候補物件は、事務局からの御提案の通り、この４件ということで、この審議会では御同意いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

（異議なし）

○谷本会長 では、この審議会では、この４件を認定候補とすることについて同意を得られたということで整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、次第のⅡに入ります。札幌市文化財保存活用地域計画にかかる令和４年度の実績について、御説明いただければと思います。

○事務局（宮村） 資料のほうは１２ページ、１３ページになります。Ａ３、２枚物の資料になっております。

札幌市文化財保存活用地域計画にかかる令和４年度の実績についての報告です。大変字が小さい資料となってしまう、大変申し訳ございません。

この計画は、令和２年２月に策定しました、文化財の保存活用に関する札幌市で初めての総合的な指針となるものになっております。札幌市の文化財の現状や課題について検討を行った上で、令和２年度から令和６年度までの５年間に取り組む文化財の保存や活用のための事業を五つのアクションでまとめたものになっております。

事業の一つ一つについての説明につきましては割愛させていただきますけれども、計画に記載した事業の令和４年度の実績、また今後の予定を取りまとめたものになっております。当然、我々文化財課のほうで行っている取組も多いですけれども、アイヌ施策課だったり、教育委員会、区役所などで行っている様々な取組の報告となっております。

こちらの資料につきましては、文化財保存活用地域計画につきまして、このような形で毎年、保護審議会のほうで報告させていただき、委員のほうからの意見等ありましたら、今後の取組内容でしたり、この後説明しますけれども、次期計画策定の検討材料にしたいと考えているものです。

説明については以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございました。

令和４年度の御報告をいただいたということですね。このことについて、御意見、御質問等あればいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、こういう実績があったと、こういうことで、委員会としては承ったということで整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、次第を進めていますが、次第のⅢ番、第２期札幌市文化財保存活用地域計画について、御説明をお願いいたします。

○事務局（宮村） 資料は１４ページになります。第２期札幌市文化財保存活用地域計画策定に向けたお願いになります。

先ほども少し説明させていただきましたけれども、札幌市文化財保存活用地域計画につきましては、令和2年度から6年度の計画となっております。文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代に引き継いでいく歴史文化の魅力あふれる都市の実現に向け、現行計画の取組を踏まえ、令和7年度からの計画として、第2期札幌市文化財保存活用地域計画を策定することを考えております。

次のページを御覧ください。

現行計画と第2期計画の構成案を示しております。左側が現行計画、真ん中から右側が第2期計画の構成案としております。赤字で示しているものは、現行計画から追加の必要がある箇所、黒い太い字は更新を予定している箇所、星印につきましては、文化庁から現行計画における不足事項として御指摘を頂戴した箇所になります。現行計画から抜本的な見直しそのものは考えていないところでございます。

次のページを御覧ください。

この計画の認定を受けるためには、文化財保護審議会の意見聴取が必要となっていることが文化財保護法第183条の3第3項で規定されていることから、文化財保護審議会の意見を聴取することになっておりまして、具体的には、今年の7月頃と8月頃に御意見をお聞きしたいと考えているところでございます。

その次の18ページになりますけれども、おおむねのスケジュールをつけております。4月から5月ぐらいにかけまして素案を作成し、その後、文化財保護審議会や有識者の意見を踏まえまして、内部の会議に諮っていくという予定でありまして、市議会ですとかパブリックコメント等を経まして、令和7年3月に文化庁のほうに計画案を提出し、その後、関係省庁との協議もございすけれども、最終的には令和7年7月の文化審議会を経まして認定いただくスケジュールを考えているところでございますので、御意見の聴取させていただくことについて御承知おきいただければというふうに思っているところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

次年度に実質的な策定を進めていくという中で、私たちの審議会からの意見聴取が3回あると、こういう御説明でした。

○池ノ上委員 16ページなのですが、16ページの5章の4番で、推進体制というところがあると思うのですが、市の体制と、あと連携・協働を促す体制づくりというのと、市の歴史文化のまちづくり推進協議会による取組というのがあるのですけれども、具体的にあればですが、内容は例えばどんなことをすることになっているというのがありますか。

○事務局（宮村） 今の段階ではまだ検討中ということで、外にお示しできるようなものはないところでございます。

○池ノ上委員 この項目が上がっている課題意識とかなんかはあるのですか。

○事務局（宮村） 現状できている部分とできていない部分もあるのかなという認識はしておりますので、そのあたりの体制づくりといたしますか、その強化といたしますか、そういったものではできればいいと思っているところです。具体的に、素案の段階でお示しできればなというふうには考えているところです。

○谷本会長 よろしいでしょうか。まだ、これから審議されるということですね。

○池ノ上委員 できたらということですね。

○谷本会長 ほかにいかがでしょうか。

○内山委員 タイムスケジュール的に、夏ぐらいにこちらで素案を見せていただいてということなのでしたか。

○事務局（宮村） そうですね。

○内山委員 そうなると、そんなに大きな変更とか追加とかはもう難しい時期なのかなと。3月とかにはもう文化庁に出すような形に仕上げるということでしょうね。それでいうと、ちょっとだけ中身についてとか、文化財防災に関してというのがたしか少し札幌市は弱かったような、地域計画の中で。それが日本学術会議の文化財のほうの分科会でも、文化財防災に関する記載が、地域計画では非常に弱い市町村が多いということが懸念事項として全体で上げられていたので、そういったものを本当に入れ込もうと思ったらそれに時間がかかるので、もしあれだったらそういったことも少し加えるようにという。具体的には、多分、地域連携の話とか、あと大規模な自然災害が起こったときの文化財の一次避難場所の確保とか、そんなようなことで具体的に記載が不足している自治体が多いというのが上がっていたと思いますので、そういったものがもし入れ込めるなら要望したいと思います。

以上です。

○事務局（宮村） 最近の認定されている計画などを参考にしながら、記載内容は考えていきたいと思っております。

○谷本会長 ありがとうございます。

今、現行計画が左端に、真ん中が2期計画の構成案になっていますが、今のようなご指摘は入れておいたほうがいい要素ですね。今のタイミングであれば委員からお気づきのご意見を出していただければ、事務局と課題を共有できるということになりましょうかね。

○事務局（宮村） そうですね。もし事前に御意見あるということであれば、メールでやり取りさせていただく分には一向に構わないので、素案のできる前にぜひ言っておきたいということがあれば、メールで頂戴しても全然構わないと思っております。

○谷本会長 ありがとうございます。そういうことです。どこにメールすればいいですか。宮村さんにすればいいですか。

○事務局（宮村） そうですね。

○谷本会長 委員の先生方には、思いついたことがあればぜひ、御指摘いただけると幸いです。最初のボタンですのでね、最初にあったほうがいいと思います。ほかにご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ぜひ、お知恵を事務局のほうまで、あればお寄せいただければと思います。次年度は、7月と8月もしくは9月、2月末の3回、審議会が開かれて検討をこのような形ですると、こういうことですね。

○事務局（宮村） そうですね。今のところそのような予定を考えております。

○谷本会長 分かりました。

○事務局（宮村） よろしく願いいたします。

○谷本会長 よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

では、議題について四つ目、旧黒岩家住宅耐震補強方針について、御説明をお願いいたします。

○事務局（澁谷） 四つ目の議題、旧黒岩家住宅耐震補強方針について、施設担当係の澁谷から説明させていただきます。

お手元の資料19ページ、A4横の、カラーのページを御覧ください。

こちら、上部の水色の帯の部分に、旧黒岩家住宅耐震改修ほか保存修理基本検討業務というふうに記載しておりますが、こちらの業務を今年度実施しておりまして、得られた検討結果を概要版としてまとめた資料になっております。

本市が所有する文化財建造物の耐震改修の優先度というのが、築年数ですとか入館者数などから総合的に判断して進めていっているのですが、今年度、清華亭で耐震補強工事が終わり、その次の順番が来ているものとして、黒岩家住宅を対応中ということになっております。

昨年度耐震診断を実施しましたので、その結果を受けて、耐震改修の方向性をより具体的に検討する業務ということで実施したものでございまして、令和6年度に発注予定の実施設計に向けて、こちらはその前段の基本設計という位置づけになっております。

19ページの左上、業務の目的の冒頭のところに記載があるのですが、この建物、明治5年に、旅行者や荷物を運ぶ人馬の宿泊・休憩所として利用するために、開拓使によって建てられた建物です。その後、黒岩家が代々住宅として御利用されていたほか、豊平町役場の管理の出張所ですとか、簾舞小学校の前進となる私設の教育所などにも利用されまして、この地区の発展に大きく寄与しておりました。

昭和59年に所有者の黒岩家から札幌市に土地と建物が寄贈されまして、同年、市の有形文化財に指定しまして、そのときから簾舞郷土資料館としても活用されています。

右側の4番、改修履歴とございますが、昭和60年に解体調査と復元工事がなされております。創建以降、この復元工事が行われるまで、多くの補修や改造はなされたものの、歴史的には通行屋の遺構が残存していること、建築史的には洋風トラスの工法等が貴重であり、価値があると判断され、市の指定に至っているものです。

ページめくっていただいて、20ページ、左側を御覧ください。

6の建物構造というところで、平面図と立面図、平面と妻面が出ていますけれども、平面図の真ん中から左半分が、明治5年の創建の旧棟、右半分が、明治20年移築の際に増築された新棟となっております。

旧棟のほうは、旧玄関、広間、居室で構成されていまして、壁はねずみ漆喰の土壁のつくりになっていまして、小屋組はキングポストトラスといわれる洋風小屋組になっております。新棟のほうは、馬小屋、納屋、台所で構成されていまして、壁は縦板張り、小屋組は、こちらは和風小屋組、和小屋と言ったりもするのですが、そちらを採用されております。新旧で小屋組の工法が異なっているという点が特徴的な建物となっております。

外壁が立面図で御覧いただくとおり、横線に細かい線が入っていると思うのですが、下見板張りでございます。昭和60年の解体調査復元工事で全て取り替えられております。

また、壁中は、建設当初入っていなかったと思われる筋交いが入っており、昭和60年の当時、補強されたことがうかがい知れます。

また、柱と横架材の接合部に金物は使われておらず、キングポストトラスについては、部分的にかすがいで接合されているという状況でして、水平構面に火打ち梁ですとか構造用合板がないということが分かっております。

基礎は、新築当初、石積みでしたが、昭和60年解体調査復元工事において、鉄筋コンクリート造の布基礎とコンクリートの束基礎に置き換わっております。

屋根は、御覧のとおり、切妻の平入りの建物となっておりますが、桎葺きの上に現在はカラスステンレス葺きとなっております。

右半分のところに、7、耐震診断性能目標というところで記載しておりますが、貴重な歴史的資産として、また観光スポットとしても活用していくためには、通年で見学者を受け入れている建物として、地震時に見学者の安全が確保されているということが必須と考えております。ただ、地震後に機能停止が許容されないレベルではないと考えますので、文化庁が定める重要文化財耐震基礎診断実施要領の水準のうち、この赤で囲んである安全確保水準、これを目標とする考えです。

また、その下に、8番、耐震診断方針とありますが、「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」における構造評点1.0以上というのを目指すこととしまして、これによって、余震に対しても余力がある状態となりまして、部分的な変形は生じますけれども、補修可能な範囲にとどめたいというところを目指します。

なお、既に耐震化を終えている三菱鉦業寮ですとか清華亭も、全く同じ考え方で目標と数値を設定しております。

次、21ページ、御覧いただきまして、耐震診断結果ですけれども、先ほど御説明したとおり、目指す耐震性能の評点は1.0という数字なのですが、右上の一覧表、積雪時の評価で、耐震診断結果でいうと、1が必要なところ、評点、赤枠で囲んでいます。

が、0.233ですとか0.333、1必要なのに0.2とか0.3しかないという状況ですので、倒壊、崩壊の危険性が高いという結果になっております。

そういった診断結果が出ている場合は、当然補強していくことになるのですが、本建物の耐力要素が、筋交いと土塗壁という状況になっていまして、純粹に建物の保有する耐力が低く、平面形状が偏心による影響を受けるため、倒壊する可能性が高い結果となっています。偏心というのは、御覧の平面図に、中央辺り、21ページの平面図の真ん中辺りに緑色の剛心というふうに書いたポツと、重心というふうに書いた赤いポツがあると思うのですが、これらのずれのことを指すのですが、このずれが大きいほど建物がねじれてしまうような振動が大きくなってきて、建物が倒壊する原因の一つとなっています。

次に、22ページに進んでいただきまして、10、耐震改修方針ですが、目標とする耐震性を満たすためには、壁の強度を増す方法が考えられますが、文化財価値に与える影響を小さくするため、出来るだけ補強箇所を減らして、耐震性能を向上させることを基本的な改修方針と考えます。

改修方法としては、10番の後半の文章のところに、黒ポツで四つ縦に並んでいると思うのですが、改修方法として、できる限り土壁を残し、土壁解体を伴う補強は最小限とする。できる限り創建当時の部材を残しながら補強を行う。腐朽部材は、耐震補強の観点から新規部材への交換を行う。耐震補強付近の柱梁においては、アンカーボルト、金物等を取り付けるものとするという基本的な改修方法を検討しております。

その隣、11番に耐震改修方法ということで、さらに具体的に記載しておりますけれども、①旧棟の土壁は、耐震要素として機能すると考えます。新棟においては、全て土壁はなくて板張りなので、地震力を負担できる耐震要素がないので、補強箇所を新棟側に集中させる。

②建物耐力の向上と補強箇所の低減を両立させるため、筋交いと構造用合板を併用し、強度の高い耐震壁を設ける。

③強度の高い耐震壁を設ける箇所の基礎をより頑丈な基礎に置き換える。

④できるだけ偏心が小さくなるように、バランスのよい耐力壁の配置とする。

⑤補強する壁に取りつく柱梁接合部について、現状は補強金物がついていない状態であるので、金物補強を行う。

こういった方法を基本として考えていくという方針をまずは立てております。

これらの改修方法を基本としつつ具体化していくに当たっては、その補強の位置はどこがいいのかですとか、耐震壁の工法はどんなものがあるのか、既存の土壁への影響の度合いが変わってくるので、四つの案を比較検討しております。

次の23ページ、御覧ください。

一旦ここでは改修案1、2、3、4というのをダイジェストで、文字で記載しておりますが、詳しく記載しているページが次の24ページからございますので、それを御覧いた

だきながら説明させていただきます。24ページのほうですね。

補強箇所を平面図に落としておりまして、まず、第1案。耐震改修案1、（シンプル案）という仮題をつけていますけれども、こちらはシンプルと名前をつけている、その名のとおりですが、一般的な構造用合板と筋交いを組み合わせた補強案です。

平面図の中で、矢印線が、水色の線が引っ張ってあると思うのですけれども、どうしてもこの方法ですと、右側の写真にある筋交いが、木の筋交いがバッテンに入って、さらに構造用合板の板で片面もしくは両面に張り付けてあるような、そんな仕組みになっていますので、土壁をどうしても壊さなければいけないという問題が出てきます。ただ、一旦の考えとしては、押し入れの中でこういった補強をすることで、一般のお客様からはあまり見えないという配慮をしつつ、土壁は一部壊されてしまうという状況になっています。

次は、25ページになりますけれども、案の2、配置工夫案というふうにしておりますが、案の2では、案の1の結果を踏まえて、土壁の解体を行わないように再検討を行ったものです。

案の1と比較しながら見ていただくと、旧棟と新棟のちょうど境目になっている縦のライン、N通りのところに土壁を壊して1案だと補強しなければいけなかった部分、これをやめて、新棟のほうに移動というふうに書いていると思うのですけれども、そちらで補強をすると。押し入れ内の補強に関しては、土壁を残すように筋交いをなくして、土壁の両側から構造用合板を張る案というものを検討しました。これによって、中央の土壁を壊さないことにはなりましたが、新棟に補強箇所が集中した結果、建物のバランスと建物耐力を上げるために、旧棟側に、この青矢印で指している補強箇所追加というふうに、ちょっと箇所が増えてきてしまうという状況にはなりました。

結局、左下のF通り1箇所の土壁解体の箇所はどうしても残ってしまうのと同時に、押し入れ内の補強については、四隅に構造用合板の応力に耐え得る金物補強が必要なので、次の26ページの左下の模式図、茶色い絵があると思うのですけれども、金物を軸組の角のところにを入れるために、ちょっとネズミにかじられたかのような土壁が一部削らなければいけないという、そんなことが起こるということがどうしても出てきてしまいます。

次、27ページに移りまして、案の3ですけれども、配置工夫＋耐震壁強化案というものです。こちらは2案の検討方針を踏まえつつ、さらに土壁部分の補強を減らすために、SRF工法という清華亭でも採用したものと同等なのですけれども、これを採用するという案です。右上にSRF工法の模式図がちょっとありますけれども、構造用合板を張りつけて、その上に構造用面材の釘打ち部分を帯状のポリエステル繊維で補強して、釘間隔を狭くするという工法です。これにより壁倍率が高くなるというよさがあるので、青矢印で示している部分、片面補強でよいというふうに書いていますが、補強の構造用合板による補強の面が少なく済みます。これに伴って、土壁を壊しての補強を行う箇所は全く発生しないという案になっております。土壁を残したまま、この構造用合板を片面から張るということですね。

第4案、28ページに移りますと、2案の検討方針を踏まえつつ、土壁部分の補強を減らすため、SDUという亜鉛メッキ鋼板と、粘弾性体の複合パネルで補強した壁倍率の高い工法を採用するという検討をしております。これはSRFとちょっと通じるころはありますが、面材に金属を使っている点が大きく違います。

両案とも写真に示す箇所の補強規模が2案よりは小さくなりますけれども、この平面図上に落ちている黄色と紫の色のついた補強箇所を比べていくと、やっぱり2案よりは少なくなっています。

4案に関しては、補強に用いる金属の材料を軸組にビス止めするという工法にして検討を行っております。この結果、補強の範囲の影響は3案とは変わらない結果となっていますが、パネル材質が金属製であるため、結露により既存の木部の腐朽が懸念されるというところも指摘はされております。

また、経済性に関しても、3案に比べると、この金属パネルの部分が費用的には高くなってしまうので、今のところ札幌市として、この比較検討の四つを考えたときには、第3案、清華亭及び三菱鉱業寮で採用しているSRF、これで今回の黒岩家もいきたいと考えているところでございます。

次に29ページですが、こちらは柱と小屋組の補強について記載しております。小屋組のトラス部分、29ページの左上の写真、ちょっとずれているのが分かるかと思うのですが、黒い軸組に対して外れた部分の黄色い部分が見えていると思うのですが、こういったずれが既に生じておりまして、こういったところ、金物、かすがい等を設置して補強を考えております。

既存部分にも、同様のかすがい等の金属は部分的に採用はされているのですが、設置されていない部分には追加をしていきたいと考えております。

また、右下の写真でもお分かりいただけると思うのですが、柱に欠損部分が見られるような箇所も散見されますので、埋木で補修していく考えです。

耐震補強に併せて、今回せっかく休館して大規模に手を入れますので、耐震補強をするだけでなく、老朽化している部分にも手を入れたいと考えております。

30ページ以降は保存修理箇所の説明になりますが、まず、土台腐朽部の修理ということで、写真が2枚ありますけれども、このような下が見えるような、すかすかになってしまっているという部分もございます。

土台修理部、平面図のほうにaとbというふうに、赤で枠で囲んでいる2か所ですがけれども、こういったところは土台を撤去して、新しい材料に交換をするという考えでおります。

腐食の状況ですとか、管理者である黒岩館長のお話をお聞きしているところでは、雨の跳ね返りによる水の浸入が原因でこのように腐食が進んでいるのではないかという御指摘もありました。上の写真に鉄蓋のメーター、水道メーターか何かでしょうか、入っているようなものがあると思うのですが、こういったところで跳ね返りをしてしまってい

るのではというお話が出ておりました。

31ページのほう御覧いただきまして、外壁、屋根の修理の関係ですけれども、外壁の下見板は、令和4年度に塗り替えをしたばかりですので、今回の工事では特にいじらない予定です。ただ、漆喰部分については、劣化が見られる部分もあるので補修を考えます。

また、屋根に関しては、ステンレス鋼板でふかれておりまして、塗装の劣化は見られますが、さびですとか漏水は確認されておりませんので、全面的に塗装のみと考えております。

最後に32ページ。国宝重要文化財等の防火対策ガイドライン等も踏まえまして、今後想定される様々な出火要因に対応した防火対策を講じます。①と②、写真付きで記載がありますが、早期覚知については、燃え広がる前の早い段階から火災の感知が可能な煙感知器を導入します。現状は空気管方式による熱感知になっております。

また、火災の未然防止の観点では、電気系統を原因とする出火を未然防止するために、漏電遮断器ですとか感震ブレーカー、放電検出ユニット等を設置する考えであります。

黒岩家住宅の耐震補強補修工事の方針については、以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございました。

これは、札幌市の有形文化財に指定されている建物ですね。黒岩家住宅の耐震補強方針について御説明をいただきました。

施設担当としては、補強の仕方として、27ページの耐震改修案3でいければと、こういうような御意見でしたが、それを踏まえて、今の御説明について御質問、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○照井委員 最初に、今回改修をして、その次の改修は何年後を予定としているのでしょうか。

○事務局（澁谷） 耐震補強と併せて老朽対策の改修を行いますので、一般的な木造の建物の大規模改修の時期というところ、その後また20年後ですとか、20～30年後。

○照井委員 20～30年後ですと、長いほうの30年後を見据えての今回の改修ということが前提になりますね。

次に、一つは、剛心と重心がずれているということで、それぞれの改修案で、重心と剛心のずれがどの程度縮まってきたのかというのが少し分かればいい。それぞれの案によって、その違いがあるのかどうかも併せて。

図面からだけの判断なんですけれども、13通りと14通りの間の補強の壁の位置なんですけれども、平面図を見るとこのP通りのPR間が床なんですね。

○事務局（澁谷） はい。PR間ですね。

○照井委員 PR間が床で、FH間も床で、BD間も床ですね。床側のほうは見えるので、床側のほうの土壁はできれば残したいですね。今の案は、P通りがどの案も両面の合板張りになっています。多分変更可能かと思われますので、P通りが片面合板張り、押し入れ側のみの補強で済むような耐震補強工法だとより望ましいと考えます。

○事務局（澁谷） ありがとうございます。

○照井委員 それから、29ページのトラスの部材がずれています。これが調査の段階で、推論になると思うのですけれども、何でここがずれているというのは考察が必要だと思うのです。

最後に、31ページの写真7の南側外壁の漆喰劣化の剥落についてです。漆喰は下地との接着が非常に重要です。現状の漆喰下地は土壁と思われますが、その下地自体が脆弱になっていますと、脆弱な下地に漆喰だけを修繕してもすぐにまた漆喰が剥落してしまいます。下地を含めた修繕施工には高度な技術が必要なので、その修繕方法を実施設計において明確に工法を示しておくことが、30年後に向けての改修に対して重要なことだと思います。

又、雨水のはねがある埋設給排水管などの蓋は、人工芝など簡易的でもいいので、ちょっと切ったものを蓋に置いとくだけでも、雨水の跳ね上がり防止に大いに効果があります。10年たった後の劣化は全く違ってしまうので、せっかくその劣化の可能性が分かっているのであれば、簡単なことなのでぜひ何か対策を取るべきだと思います。

すみません。細かいことで。

○谷本会長 ありがとうございます。

今の御意見などを踏まえて、30年ごとの改築でしょうか、検討いただければと。

ほかにはいかがでしょうか。

○池ノ上委員 ちょっと聞き逃したのかもしれないのですけれども、一つは、先ほどから照井委員のお話にもあった、トラスの小屋組の外れているところですね、29ページの。というのは、やっぱり私もなぜ外れているのだろうとは思ひまして、明らかに原因が分かるのであれば、それを教えていただきたいのですけれども、逆に言うと、土台とか地盤は大丈夫なのかどうかというところを調査されているのかどうかということと、あとは、耐震改修案は3がやっぱりいいのかなと思いつつ、耐震診断の推定値が1と2は出ているのですけれども、3と4が出ていなかったのではないかなと思ったので、もしそちらのほうの数字も出ているのであれば、教えていただければと。

○谷本会長 お答えできればお願いします。

○事務局（澁谷） ちょっと資料としてその部分が不足しておりました。

○谷本会長 耐震診断結果の数値がないということですね。

○池ノ上委員 推定値が。

○事務局（澁谷） 例えばですが、追加したもので後日、委員の皆様にご追加で送らせていただいてもよろしいでしょうか。

○池ノ上委員 お願いします。トラスのほうも原因が分からない。

○事務局（澁谷） この業務を受注している設計事務所に聞いて、おおむねの何か推定がついているのであれば、すぐ共有させていただきますが、今のところ不明ということであれば、その不明という結論を取り急ぎ共有させていただきます。

- 池ノ上委員 多分、横方向の違う力が入ったということですね。
- 事務局（澁谷） しかも、ここだけというのがちょっと。
- 照井委員 例えば、ほかに全部かすがいが入っているけれども、ここだけかすがいが無いのですね。現状。
- 事務局（澁谷） かすがいが入っていない箇所はここ以外もあるはずなのです。
- 照井委員 例えばね。
- 事務局（澁谷） ええ。ずれていなくてという。
- 照井委員 ほかのところは、かすがいが入っていないけれども、荷重条件がほかと違ってありますよということですね。雪がどういう状態で乗っていますよというようなことから、ある程度推察ができると思うので。
- 谷本会長 ほかにいかがでしょうか。
- 高瀬委員 今回調査して、シロアリの被害はなかったのですか。
- 事務局（澁谷） 今のところは、シロアリはいなかったです。清華亭のほうはシロアリが出たのですけれども。後ほど、次の議題で御報告しますが。
- 高瀬委員 北大もかなり被害が出ていまして。東区と北区のほうから広がってきているみたいなので、ちょっと心配です。
- 事務局（澁谷） まだ南区までは来ていないですね。
- 高瀬委員 そうですね。時間の問題かもしれないですけども。
- 谷本会長 改修が30年ごと、ということを考えるとですね。
- 高瀬委員 そうですね。
- 谷本会長 今回やっておいたほうがいいのか、こういう御意見ですか。
- 高瀬委員 被害の有無の確認だけです。
- 事務局（澁谷） 今のところ、黒岩は大丈夫です。
- 池ノ上委員 でも、想定されるのであれば、防蟻処理が必要ですね。薬を入れるとか。
- 照井委員 薬を入れる以外の方法もありますので、事前処置の方法をご検討いただけると良いかと思います。シロアリ被害にあってからに対処にかかる費用の方が大きくなりますので。
- 谷本会長 ほかにいかがでしょうか。
- 先ほど池ノ上先生からの御指摘のあった、この26ページの補強案2の耐震診断結果というのは、この補強案2というのが、耐震改修案2のことというふうに理解すればいいのですか。26ページに耐震診断結果があって、見ると、1階は、積雪時は一応倒壊しない、無積雪時は倒壊しないと結果が出ているわけですね。26ページ。これには補強案2の耐震診断結果と書いてあるのですが、この補強案2というのは、耐震改修案2のことというふうに理解すればよろしいですか。
- 事務局（澁谷） はい、そうです。

○谷本会長 ということは、耐震改修案1や3や4の数値は、今回お配りいただいたこのペーパーには漏れていると、こういうことなのですね。

○事務局（澁谷） そうですね。1、3、4が記載がなかったということですね。

○谷本会長 分かりました。

ちょっとそういう数値がないということではあるのですが、先ほど御説明いただいた、これまでの実績ですね、清華亭や三菱鉦業寮の施工実績などを踏まえて、27ページの耐震改修案3でこの耐震補強を進めていくと、こういう御提案でしたが、数値は恐らく「倒壊する」にはなっていないはずですね。

○事務局（澁谷） はい。

○谷本会長 ですね。よろしゅうございますか。

○事務局（澁谷） 1、3、4も、2と同様に「一応倒壊しない」もしくは「倒壊しない」ことを確認した上で比較検討案としておりますので、「倒壊する」という数値にはなっていないという認識で問題ございません。

○谷本会長 分かりました。そういう倒壊しないと、こういうようなことで、改修案3を、この審議会では御同意いただけますでしょうか。

○照井委員 先ほどのP通りの件だけは直してくださいね。

○事務局（澁谷） はい。かしこまりました。

○照井委員 であれば。

○谷本会長 では、それを含めて御同意いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

（異議なし）

では、事務局におかれましては、そのようにお進めいただければと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

では、これで審議事項は終わりということで、これから報告事項に移ってまいります。

議事のV、札幌市資料館保存活用検討進捗について、御報告をいただきます。

○事務局（田中） 今年度から事業がスタートしました旧札幌控訴院庁舎の保存修理事業でございます。説明は、私、資料館担当の田中がさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、検討状況につきまして、34ページを御覧ください。

まず、事業の目的と検討課題についてでございます。

この事業は、重要文化財として指定されたことを契機としまして、従前計画で札幌市資料館リノベーション事業を行っていましたが、それを中止しまして、より文化財的価値に配慮した計画とするため、見直しを行うこととなりました。

検討課題に記した三つのテーマであります、文化財価値に配慮した耐震補強、文化財価値の保存と公開活用、そして、市民利用の促進など、活用の観点について検討を進めてい

るところでございます。

次の35ページ目を御覧ください。事業のスケジュール案を記してございます。

まず、網かけされている部分、令和5年、6年度で耐震診断を実施しまして、保存活用計画を策定、そして、バリアフリーや設備改修、防災整備などの活用整理を検討してまいります。

続いて、令和7年度以降に設計工事を順次進めていく予定としておりますが、こちらの工程については、あくまで目安とさせていただいてございます。今後検討していく中で、当初設計ですとか、解体修理工事とかも間に入ってくる可能性がございますので、順次見直しを行っていきたいと思っています。

まず、耐震診断と保存活用計画の策定に関しては、検討委員会を立ち上げまして、今年度は部会、委員会を開催してございます。矢印下のほうにございます、第1回、第2回ということで、令和5年11月とつい最近、令和6年3月に実施してございます。

耐震診断は、重文指定前の平成24年度に一度実施してございますが、こちらに関しては文化財的価値に配慮するために、必要耐震性能を、先ほどの黒岩家でも示しましたけれども、安全確保水準に設定しまして、診断をやり直しているところでございます。この診断の見直しのポイントは、より実態に即した補強を検討することです。軟石の強度は過去の診断では仮定値を入力していたのですけれども、今回は軟石のコア抜きを行いまして、強度試験の結果を採用して評価していきたいと思っています。

また、建物のFEMモデル化を行い、建物のどの部分が弱いのかを明らかにしまして、必要最小限の補強を検討するということでございます。こちらは、来年度、令和6年度6月に第3回目の委員会がございまして、そのときに診断結果と補強の概略案を検討する流れとなっています。

続いて、保存活用計画でございまして、2回の委員会を踏まえまして、建物の保存管理や環境保全、防災計画など、現状と課題を整理しまして、保護の方針案を検討してございます。今後の公開活用の方向性について検討しています。

2週間前に行いました第2回検討委員会の内容を抜粋して、次のページより御紹介してまいります。

36ページ目でございますが、価値を明らかにするための検討としまして、改修と活用の履歴について、古写真や古資料を基に整理しました。今回、資料の都合上、古写真については省かせていただいているのですけれども、36ページに控訴院時代、37ページに資料館時代を記してございます。控訴院時代では、創建時と戦後以降の2段階に分けられます。昭和22年以降では、1階の刑事法廷の法壇の改修、2階女子トイレの増築、食堂の一部を間仕切るなど、戦後の高等裁判所時代に必要な諸室や附属舎が建てられたことが確認できます。

37ページ目には、資料館時代、四つの段階に区分してございます。こちらは、昭和48年に札幌市に移管されて、札幌市資料館として、社会教育施設として最初は開始してご

ざいます。しばらく時が流れて、平成7年に北海道の文化資料室の移転に伴いまして、ギャラリーとしての機能、市民の創作活動の場や、現在、おおば比呂司記念室としての機能がこの年に開始されてございます。そして、平成18年に資料室の移転を契機としまして、刑事法廷室の再現、模擬裁判や高等司法の学びの場としての体験型施設として機能してございます。そして最後に、平成27年、国際芸術祭の情報発信機能の付加として、S I A F ラウンジで今カフェなどの機能も付加されてございます。

以上のように、控訴院で2段階、資料館で4段階、トータル六つの段階に細分されます。

このように、各時代の活用に応じた改修履歴を整理したところでございます。部屋内部の改修やボイラー室など設備改修が導入されてございますが、空間としては当初のものが多く残っていることが確認できてございます。そのため、文化財としての価値の置きどころを、36ページの前段に載っています控訴院時代を設定しまして、この継承されてきた文化財的価値を保存しつつ、資料館の活用との両立を図ることを保護の基本方針として進めていきたいと考えています。

次に、38ページ目に部分部位の設定表の案を一例として記してございます。こちらについては、文化庁の保存活用の作成マニュアルを基に評価してございます。

屋根、外壁、部屋を単位とする部分ごとに文化財価値が高い保存、その他の保存やその他というような基準を設定し、保護の方針案を整理してございます。そして、それぞれの部分に対して、床、壁、天井、開口部、照明器具など細かい部分について、基準1から5を設定し、保護の方針案を整理しているところでございます。

この全ての部分の設定については、全部屋を整理しているところで、今後は耐震補強や整備活用に合わせて細かい調整を図っていききたいと考えています。

続きまして、39ページからは、環境保全計画の現状と課題の整理をしています。控訴院が立地している土地の変遷の整理ですとか、札幌市景観計画や風致地区など敷地に係る与条件の整理、そして、この計画区域内における附帯工作物などの状況を整理しています。

重要文化財として指定されている庁舎と附門以外の工作物や樹木ですとか、これらの保護の方針案を今後検討してまいります。

続きまして、40ページ目に防災計画を記してございます。

重要文化財建造物は、建築基準法の適用除外となりますが、防火避難を補う考え方として、文化庁の防火対策ガイドラインがございまして、これに基づきまして、火災の未然防止の観点である①出火防止に努めること、そして、火災が万が一起きてしまった場合には②早期発見し、③初期消火が容易にできる体制づくりを構築します。また、消防機関などへの通報ですとか、安全に避難ができるためのハードやソフトの整備対策などが必要になってくるので、これらの項目について、ガイドラインにのっとり一つ一つ検討を進めていこうと思っております。

次のページ、最後になりますが、41ページで、控訴院と資料館の価値を活かした保存と活用案を記してございます。

文化財的価値を高める保存と、これまで札幌資料館として市民と観光客に親しまれ活用されてきた市民交流施設としての機能維持が両立できるプランについて、今後、検討を進めてまいります。

令和6年6月に実施する第3回検討委員会では、この耐震と活用の検討を進め、保存との整合を図るようにしていきたいと考えています。

御報告は以上となります。

○谷本会長 御報告ありがとうございました。

この際、この審議会でも意見を求められておりますので、今の御報告について、意見あるいは御質問等ございましたらいただければと思います。いかがでしょうか。

○照井委員 最初に耐震の目標値を安全確保水準にされたということで、重要文化財ですけれども、機能維持水準にしなかった理由をお知らせください。

○事務局（田中） 機能維持水準の目標としているところが、防災的な拠点というような位置づけになりますので、そこまでの機能を求めているわけではないので、最低限市民の安全を確保するために安全確保水準に設定いたしました。

○照井委員 補強の方法なのですけれども、免震という方法もあろうかと思うのですが、その辺の検討は。

○事務局（田中） 重文に指定される前に、平成24年に耐震診断しまして、平成27、28年とリノベーション事業をやっていく中で一旦の答えを出しているのが、免震工法ですけれども、それだと大部分の基礎の部分を、遺構を壊してしまうことになるので、もっとより文化財の価値を保存できるような方法が、両立できるような耐震補強を検討することになりまして、一旦、免震は一つの手段で置いているのですけれども、並行してほかの方法も検討しているところです。

○照井委員 ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。

○高瀬委員 軟石の強度については、かつての仮定値と実情でのずれはもう出ているのですか。

○事務局（田中） まだ出ていないのです。今まさに調査しているところでございまして、年度末に出てくる予定になっています。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

○谷本会長 年度末といったら、すぐですね。分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。

○池ノ上委員 保存管理計画ということで、今後の管理、活用方針みたいなところを含めて、これはこれから策定されるということですか。

○事務局（田中） はい。

○池ノ上委員 昨日、大通公園と中島公園のあり方検討会、委員会がありまして、一応、いわゆる西13丁目までが大通公園じゃないかといった話もありつつ、西14丁目まで大通公園じゃないかという御意見もあって、これからどう大通公園をしていこうかといった議論が一方でされてはいるのですけれども、そうはいいながらも、やっぱりこの重要文化財としての価値とか、それをいろいろな人に知っていただくとか親しんでいただくような在り方みたいなことは、むしろ文化財側からしっかりと出していくほうがいいのかなと思っ

てはいるのですね。
そう考えたときに、そうはいいながらも、大通公園も再整備をして、ちょっと新しい在り方に変えていくのではないかなと、まだ1年あるので何とも言えないのですけれども、とは思いますが、そう考えたときに、ちょっとそのあたりとの方向性の調整であったりとか、あるいは、何かリードしていくというようなことでもいいと思うのですけれども、何か考えられているようなことがあれば教えていただきたいなというのと、環境保全計画というのがあったと思うのですけれども、いわゆる周りの庭園の部分ですね、前庭も含めて。ここの、ある委員からの御意見ですけれども、管理状況が悪いと、公園に來られて。という話があったのですけれども、それはだから、実情はどうなっているのかというところを教えていただきたいなと思いました。

○事務局（田中） 大通公園のあり方検討、まさにみどりの管理課さんのほうでやっていて、今日も情報提供として3回目の結果をいただきまして、そういうようなつながりはあるのですけれども、確かに先生のおっしゃるとおり、計画との連動性というか関係性については、我々重要文化財の視点から、ある部分をしっかり整理して、そちらのほうにもお伝えしていきたいと思ってございます。

また、環境保全計画の中で、御指摘ありました、多分、樹木の管理がという。

○池ノ上委員 緑の視点で見たときにとということだと思っ

○事務局（田中） こちらに関しましても、今、施設の管理は指定管理者に指定して管理してもらっているところなのですけれども、その中で、年間の植栽の維持の点検ですとか、剪定や冬囲いの管理については、指定管理者にお願いしているところでございます。

ただ、確かに道路に越境している枝の剪定ですとか、危険木がどうなっているのかというのは、今のところ、その業態の中に組み込まれているものではないので、随時、計画を策定していく中で我々も一旦、どういう状況、コンディションなのかというのは、改めて整理する必要があります。直近では、平成30年過ぎぐらいに一回全ての樹木の診断はしているのですけれども、そこからちょっと、二、三年前に樹木の状態が悪くなった部分については、指定管理者のほうで伐採とか伐根とかしているの

○池ノ上委員 ありがとうございます。

大通公園のほうも決して、育ち過ぎた木をどうするかみたいな話とか、間引きをするの

か、伐採をするのか、植え直すのかみたいなことも含めて、まだこれから議論なので、昨日もいろいろな御意見が出ていたので、どうとは言えないと思うのですが、逆にこの庭園の部分の評価をどうしていくのか、文化財としてはですね。きっと大通公園とは違う価値を持っている庭園ということなのですかね。すみません。私もちょっと勉強不足であれなのですけれども。そのあたり、しっかりと位置づけができて、いい意味での保全ができるといいのかなとは思います。ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますか。

では、議事を進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

続いて、Ⅵ番、清華亭の工事実施報告について、御報告をお願いいたします。

○事務局（澁谷） 清華亭の工事の実施報告について、私のほうから説明させていただきます。資料の42ページ、御覧ください。

こちら、令和5年5月から12月までの間、休館しまして、耐震補強工事と保存修理工事を実施いたしました。42ページの写真1のように、全面的に仮設の足場を組みまして、屋根の塗装ですとか、一部野地板の更新などございましたので、上まですっぽり包んで、このような状況で工事を行っております。

その際、前庭を使って、写真2にありますとおり、プレハブの仮設の小屋を建てまして、外した材料等は一時保管するような体制で行ってまいりました。

写真3は、御記憶にあるかと思うのですが、清華亭の入り口って門柱が両サイドに立っているのですけれども、それも工事車両の幅の関係もございまして、一旦取り外して復旧しております。石畳も一度全部剥がしまして、その下に埋設されていた給排水管を更新しております。

写真43ページに移りまして、ここからは耐震補強の工事に関する写真になります。写真の5、下見板を剥がした下には厚板が残っておりまして、部分的には発泡シート、断熱のために後で入れたものと思われそうですが、こういったものも残っております。

写真6、土壁があらわになった状況です。

写真7、ポリカーボネート板、今回の工事の特徴でもあったのですけれども、土壁が一部崩れていることが設計のときに分かっていたので、それ以上の崩れの進行ですとか新たな崩れが工事中に発生しないようにということで、ポリカーボネート板で押さえ込むような案を、専門家の意見を聞きながら実施しました。

現実的には、振動等で崩れたとしても、このポリカーボネート板があることで、土の流出も防げるので、将来的には崩れた土をまた活用できるという良さもあるという判断で入れております。

ポリカーボネート板、ちょっと透明なので見づらいかと思うのですが、写真8のような形で入っております。

次、44ページ。こちらにもポリカーボネート板を入れた箇所と取りやめた場所がありま

したので、その違いが分かるようになっていたのですが、写真9のほうは、竹木舞やヨシが表面に出てきているので、ポリカーボネート板を上から押さえつけなくても、土が崩れにくい状況であることが分かりましたので、こういった部分は取りやめております。

写真10のほうでは、ポリカーボネート板を設置した様子が比較して見るができるようになっております。

写真11と12については、先ほど黒岩家の工法の案として説明したSRF工法の釘打ちをしている状況です。

45ページのほうは、これも実施設計の段階から、委員の皆様からいろいろ御意見をいただけた部分ですけれども、水平力に対向する金属のブレースをバッテンに入れていますが、目立たないように暗色系の着色にしまして、つやなしの黒系で塗っております。

今回、写真の13は屋根を見上げた状態のものですけれども、屋根の野地板が、一部腐食が進んでいたことが剥がしてから分かったので、交換したために木のほうが白くきれいになってしまったので、現状では今ちょっとブレースが目立っておりますが、木の色がどんどん、色がついてきますので、溶け込むようになるかなと期待しております。

写真15は、小屋裏の床部分を、構造用合板を張り、水平力に堪えられるように補強したものです。

16番は、既存の煙突の中にコンクリートを流し込んで、倒壊を防ぐという補強を行いました。

46ページ、写真の17ですけれども、このあたりは、土台の腐食していた部分を交換したというものです。

19番にジャッキアップしている写真がございますが、浮かせて、写真20のように新しい材料を入れていきました。恐らく黒岩家のほうでもこのような作業が出てくると思います。

次、47ページ以降は、外部の保存修理工事になりますが、反りですとか腐食が進んでいる羽目板については、新しいものに更新しております。写真21が羽目板の部分ですね。写真22が下見板のほうですけれども、こちらも腐食が進んでいるもののみ更新しております。現状、その新しい材の白っぽい色と旧材の黒っぽい色が混在しておりますが、施工者の見解からすると1年ぐらいで追いつくだろうということでした。

写真24のような屋根飾りも更新しております。

48ページ、写真25から28、屋根工事に関する部分ですが、25で分かるとおり、かなり野地板が、腐食が進んでおりまして、交換せざるを得ない部分があったのですが、一部、当時の鋸目のついた貴重な素材に関しては捨てずに、清華亭の屋根裏に保管するという対策を取りました。

49ページ、蟻害の発生についてという部分になりますが、写真の31に、実際にシロアリの姿が撮影されました。アリ対策に関しても、このとき併せて行っております。

50ページ、こちら防災対策ですけれども、熱感知器を煙感知器にして、早期覚知を進められるように更新しているのと、周辺からの延焼防止の目的で、もともとドレンチャーはついていたのですが、古くなっておりますので新しく配管をし直しております。

それ以外に、黒岩家でも同様の話がありましたが、電気系統の原因とする出火を未然に防止するための漏電遮断器ですとか感震ブレーカー等々を設置いたしました。

今回、休館しての工事でしたので、この機会を捉えて、51ページのような展示の見直しも行っております。基本的には、既存にあった展示の内容をレイアウトし直して配置を変えたというような中身になっているのと、英語の表記を追加したという内容になっております。

これに合わせて、パンフレットも主要なものを更新しまして、審議会の中でも御意見いただいておりますが、文化財関連の統一感といいますか、豊平館や永山邸で採用しているパンフレットのデザインですとか、建物内の表示、ピクトグラムなんかを共通して統一性のあるものにしてみてはどうかという御意見がございましたので、今回、もしかしたらこの既視感があるかもしれないのですが、清華亭の51ページの下の主要なパンフレットですけれども、豊平館のデザインに似たような形になっているかと思います。

これに合わせて、主要なメインのパンフレット以外にも、「もっと知りたい清華亭」ですとか、「よ〜くわかる」ですとか、「庭園ガイドマップ」といった、いろいろな御興味の幅があるかと思いますので、そのニーズに合わせたような、子どもが手に取りたくなるようなものですとか、そういった観点で展開して、新たなパンフレットを作って配布することになります。

51ページの左下のとおり、今回は永山邸のように、げた箱とすのこを置きまして、ここで脱ぎ履きができるように整えております。

最後、52ページですが、これらの耐震補強工事と保存修理工事について、報告書という形で、今回の設計と管理を受注した会社に報告書をまとめてもらっております。

清華亭の改修工事の報告としては以上でございます。

○谷本会長 御報告ありがとうございました。

今年度行った修理についての御報告でしたが、この審議会でもこれまでいろいろと御意見をいただいたところでもございましたけれども、何か今の御報告について御質問、御意見ございますでしょうか。

○内山委員 シロアリの害があったということで、シロアリって、何か2種類ぐらいいたような気がするのですが、何シロアリだったかってありますか。

○事務局（刈田） ヤマトシロアリ。

○内山委員 ヤマトシロアリ、1種のということですかね。ありがとうございました。

○谷本会長 この写真がヤマトシロアリということです。

ほかに何かございますか。

○**往田委員** こういった保存修理工事の概要について、今後、札幌市のホームページとか、そういうところにアクセスすると分かるようなものにされる予定はありますか。

○**事務局（澁谷）** 実は今回の修理工事の概要を1枚のパネルにまとめて、現地に飾るという形で、永山邸もそのような形で今やっているのですけれども、同じ方法を取らせてもらったのですが、おっしゃるとおり、そのデータを、例えばホームページに載せるなど、そういったこともできるのかなと考えます。

○**往田委員** 札幌市のホームページと、あと清華亭のホームページと両方、どこかのページに保存修理工事過程が載るといいかなというふうに思いました。

○**事務局（澁谷）** ありがとうございます。

○**谷本会長** この報告書は、どこかでダウンロードできるような形で公表するというのですか。それとも紙ですか。

○**事務局（澁谷）** イメージとしては、今お聞きした感じだと、パネル1枚分の写真と言葉でまとめたものなののですけれども、そのパネルのものでいいのかなと。

○**谷本会長** この報告書はどうでしょう。

○**事務局（澁谷）** 報告書自体はページ数があるので、ホームページに載せることについては、内部で検討させていただきたいと思います。

○**谷本会長** つまり、紙で作って、例えば図書館とかで見てもらおうというイメージなのですか。

○**事務局（澁谷）** 紙のものは、一旦、文化部のほうに数冊収めてもらっているのみで。

○**谷本会長** 部内の資料として報告書は活用して、市民の皆さんが見ることができるわけではない。

○**事務局（澁谷）** 今のところ、図書館に配付ということまでは検討していなかったです。

○**谷本会長** ということですが、いかがでしょうか。

○**往田委員** 保存修理過程って、結構興味ある方がいらっしゃるのではないかと思います。特にそういうことに関わりのあるお仕事ですとか、そういう方には。そういう方には、一般の市民の方にはこの発信でいいと思うのですけれども、とても参考になる情報ではないかなと思ったのです。なので、全てではなくても、ある程度抜粋した情報でも、公開されるといいのではないかなというふうに思いました。

○**事務局（澁谷）** 貴重な御意見ありがとうございます。内部で検討させていただきます。

○**照井委員** 報告書自体は学術的にも重要な資料だと思います。市発注のものなので公開していただくと、学術の役にも立つかなというふうに思います。

○**谷本会長** ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○**甲地委員** もちろん今の話と関連するのですけれども、学術的な報告もとても大事なの

ですけれども、やっぱり市民の皆さんに、こんな大事な文化財をこんなふうにして修理しているのだよということを理解していただくというのも大事だと思うので、直った結果だけが見られるのではなくて、直している過程というのも、例えば旧 Twitter、Xとかで、今ここまで進んでいますみたいなのがあってもいいのかなというふうに思いました。あるいは、短い動画を撮ってまとめて、こんなふうに直りましたよとか、工事の人たちがこんなふうにして作業していますとか、何かそういう、市民の皆さんに直るまでの過程が伝わるような広報的なものがあると面白いかなというふうに思いました。感想です。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○高瀬委員 工事している途中で見えていただくという機会、ありましたよね。

○事務局（澁谷） 御報告から漏れておりました。ご指摘ありがとうございます。審議会で、往田委員にそういった御指摘をいただいていたと思うのですけれども、今回に関しては、最低限できたこととしてお伝えすると、札幌市の建築職、技術職が、当然工事主任として担当の係の職員はつくのですけれども、その係ではない建築職の職員というのは文化財に携われない人たちがいるので、内部の職員に向けて見学会というのを一度実施できたというのと、あと、今回、設計監理で入っていただいた設計事務所さんが、自社の職員の研鑽や、インターンシップという位置づけで、何人かを現場見学させることができました。

もっと広くという公募してですとか、学生さんとかというところまでは手を上げられなかったのですけれども、今後の課題にしていきたいなと思います。

○高瀬委員 工事の途中はなかなか見る機会がないと思います。安全面の問題もありますが、いろいろな機会を捉えて見ていただくことはできるかなと思いました。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

多分、今の御意見は、今後始まる黒岩家の耐震補強について参考になる意見ではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○往田委員 清華亭に関して、偕楽園緑地との関係性というのは、新しいパンフレットの中には載っているのでしょうか。

○事務局（澁谷） 偕楽園の中のその施設、接待所であったという書き方で、関連性を持たせたパンフレットに仕上げております。

○往田委員 理解いたしました。

○事務局（澁谷） まだ配布前だったので、今日はお持ちできず申し訳ございませんが、4月末にはオープンになりますので、ぜひ足をお運びいただければと思います。

○谷本会長 4月末オープンということですね。分かりました。

よろしゅうございますかね。

では、清華亭に関しては、ここまでにさせていただきたいと思います。

それからまだ、もう一つ御報告が残っておりまして、Ⅶ番目ですね、有島武郎旧邸及び彫刻美術館基礎調査についての御報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（澁谷） こちらも私から報告させていただきます。

南区の芸術の森にございます有島武郎旧邸、それと、中央区の宮の森にございます本郷新記念札幌彫刻美術館という建物が、皆さん御存じかと思いますが、札幌市の文化部の所管施設として、文化芸術施設の一部として運用しております。

この建物、有島邸のほうで言いますと、復元から築38年がたっております。1985年の復元ですね。それと彫刻美術館に関しては、本館が築42年、それと記念館が築47年たっておりまして、それぞれ札幌市の一般的な施設と同じ位置づけで今後維持保全をしていこうとすると、どうしても現代の材料で、一般的な公共建築物としての一番合理的な素材等を選択して改修をしていくことになってしまうのですけれども、それぞれ築年数がたってきていますので、大規模改修を迎える時期に入っております。その前に、まず文化財としての価値があるのかないのかというところの調査をした上で、例えばですけれども、国登録の文化財に申請するというのも視野に入れるのか、それとも、やはり文化財になることで展示の自由度が下がってしまったりですか、活用のしにくさが出てしまったりということがあるので、文化財とはせずに、一般的な建物として今後も引き続き維持管理していくのか、その決断をしなければいけない時期が来ているということで、今年度、この3棟の建物について基礎調査業務というものを発注しております。今月中に最終的な報告書が出てきますので、その結果をもって、まずは文化部内で、関係者で調整をしまして、協議をしまして、来年度少し方向性を、どうしていくのかというのを、方針を出していきたいなと思っております。

今回は、こういった調査をしておりますという御報告だけになってしまうのですけれども、一旦は既存のパンフレット、それぞれの施設のパンフレットをつけさせていただいている状況です。

○谷本会長 ありがとうございます。

現在、「文化財」としての登録、あるいは扱いになっていない「文化芸術施設」、これをどうするかという調査を現在おこなっているということですね。この件に関して何か御質問、御意見等ございましたらいただきたいと思います。

○高瀬委員 本郷新の本館は、もともと美術館として建てられたのですか。

○事務局（澁谷） そうです。本館は美術館です。

○高瀬委員 旧館は本郷新の自宅兼アトリエというような位置づけですね。今回の調査は、本館も調査対象に入っているということですか。

○事務局（澁谷） そうなのです。両方とも今は美術館として活用しておりますので。所有としても、両方とも札幌市の所有になっていますので、併せて調査しております。

○高瀬委員 分かりました。

○谷本会長 いかがでしょうか。ほかには、何かございましたら。

○照井委員 時間がたって、建物としての価値がありそうなものというのを事前に調べて、方法を検討されるというのはすごくいいことだと思いますので、これを機会に、これから近代建築もそういう時期に差し掛かってきますので、ぜひ、こちらの課のほうで、それを率先して今後も継続していただければというふうに思います。

○谷本会長 ありがとうございます。現代建築も含めてですね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご報告の通りお進めいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで全ての議事が終了いたしました。何かこのほか、事務局から補足等あればいただきたいと思います。

○事務局（宮村） 本日の会議の内容につきましては、札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領第9条によりまして、審議会終了後は会議の要旨を作成し、出席された委員に内容を御確認いただいた上で、これを公開する旨、定めているところです。

会議要旨につきましては、会長の指名する委員2名から署名をいただく旨の定めがございますので、指名を受けた委員におかれましては、御協力のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ただいま会議要旨の作成と委員による署名について、事務局から御説明がありました。

会議要旨の署名委員を会長が指名するということでございますので、本日の会議要旨の署名については、内山先生と往田先生にお願いしたいと思うのですが、いかがでございますか。

では、この両先生に、事務局から後日、会議要旨を確認いただいた上で署名をいただくようにしてください。よろしくお願いいたします。

最後に、文化部長さんから挨拶があるというふうに伺っておりますが、御挨拶よろしくお願いいたします。

○事務局（柏原） 文化部長、柏原でございます。

皆様、本日は年度末のお忙しい中にもかかわらず、今日御出席をいただきまして誠にありがとうございます。少しお時間頂戴いたしまして御挨拶をさせていただければと思います。

今年度、札幌市では、文化芸術に関します指針でございます札幌市文化芸術基本計画の第4期計画というものを取りまとめておりまして、現在、パブリックコメントに付している状況になっているところでございます。

コロナ禍というのもありましたけれども、現行計画の振り返りを踏まえまして、札幌の文化芸術を取り巻く状況変化によりまして、より重点的に取り組む事項というのを、四つ

のステージというものを中心に整理をさせていただいた計画というものになってございまして、特に今回は、文化芸術の本質的な価値の向上というのはもとより、例えば教育とか福祉とか、国際交流、まちづくり、観光といった関連分野と幅広く連携をして、社会的、経済的価値を発揮するということで、さらに札幌市の魅力の向上を目指すというようなことを第4期計画では取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

文化財の関係でございますけれども、本日、議題にもございましたけれども、来年度は札幌市文化財保存活用地域計画の第2期計画の策定もでございます。それから、旧札幌控訴院庁舎の保存修理事業、それから、旧黒岩家住宅の耐震改修及び保存修理に係る検討ということが来年度は行われるということでございまして、委員の皆様におかれましては、来年度におきましても、札幌市の文化財の保存と活用の推進のため、それぞれのお立場から御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びとなりますけれども、今年に入りましてもコロナですとか、インフルエンザがまだまだ流行しているという状況でございますので、委員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意をいただければというふうに思っております。

本日は誠にありがとうございました。

3 閉 会

○谷本会長 では、以上をもちまして、令和5年度第2回札幌市文化財保護審議会を終了いたします。

皆様の御協力によりまして、滞りなく議事を終えることができました。どうもありがとうございました。

これで終わります。

この会議要旨は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和 6 年 7 月 26 日

札幌市文化財保護審議会委員

署名人 内山 幸子

署名人 往田 協子